特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
19	身体障害者手帳の交付に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和5年10月11日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務					
②事務の概要	① 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付の申請の受理又はその申請に対する 応答に関する事務 ② 身体障害者福祉法施行令第9条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移 したときの届出の受理又はその届出に対する応答に関する事務 ③ 身体障害者福祉法施行令第10条第1項又は第3項の身体障害者手帳の再交付に関する事務					
③システムの名称	障害者福祉システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
身体障害者手帳情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の11の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条					
4. 情報提供ネットワーク	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定					
②法令上の根拠	-					
5. 評価実施機関における	。 5担当部 署					
①部署	健康福祉部 社会福祉課					
②所属長の役職名	社会福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・						
請求先	伊東市役所 健康福祉部 社会福祉課〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 0557-32-1532					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 0557-32-1234					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	15年3月31日 時点			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		令和5年3月31日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 載されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価書又は	全項目評価書において、リスク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	ステムを通じた入手を	を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	−クシステムを通じた 掛	是供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	[0]	接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・程	客発		
			<選択肢>

変更箇所

文义 回				Account the	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	I-3 個人番号の利用法令 上の根拠	(追加)	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	
平成28年7月29日	Ⅱ-1 対象人数いつ時点の 計数か	平成27年2月24日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年7月29日	Ⅱ -2 取扱者数いつ時点の 計数か	平成27年2月24日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-1 対象人数いつ時点の 計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-2 取扱者数いつ時点の 計数か	平成28年4月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	I-5 評価実施機関における 担当部署② 所属長の役職 名	社会福祉課長 稲葉 和正	社会福祉課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年7月14日	Ⅱ-1 対象人数いつ時点の 計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和2年7月14日	Ⅱ-2 取扱者数いつ時点の 計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	
令和4年12月8日	Ⅱ-1 対象人数いつ時点の 計数か	令和2年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和4年12月8日	Ⅱ-2 取扱者数いつ時点の 計数か	令和2年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	
令和5年10月11日	Ⅱ-1 対象人数いつ時点の 計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和5年10月11日	Ⅱ-2 取扱者数いつ時点の 計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	